

パラグアイ共和国移住関係法規集

日本海外移住振興株式会社編

ARY

国際協力事業団

受入 月日 '84 8.15	708
登録No. 02993	23.4
	EZ

目 次

1. パラグアイ共和国憲法抜萃 1940年 7月10日
2. 入 国 移 住 法 1903年10月 6日
3. 大統領令才10,193号
移住者の選択及び外国人の入国及び居住 1937年 3月29日
4. 決 議 才 5 号
移住者入国手続 1942年 1月 3日
5. 決 議 才229号
呼 寄 手 続 1952年11月 8日
6. 決 議 才207号
健 康 証 明 書 1953年 8月 5日
7. 法令才13,979号
移住者免税令 1946年 6月 6日
8. 決 議 才 9 号
出 国 手 続 1952年 1月24日
9. 決 議 才218号
移住及び観光事務取扱暫定規則 1953年 8月12日
10. 決 議 才131号
未登録外国人処罰令 1955年 3月15日
11. 大統領令才120号
パラグアイ国農地法抜萃 1940年 2月29日
12. 国境地帯における外国人の土地取得
(1) 農地法抜萃
(2) 決議才1757号
農地法才30条の施行細則 1950年10月24日
13. 大統領令才14,171号
道路保存について 1942年 8月20日
14. 決 議 才 8 6 号
私営植民に関する一般規則 1957年 2月13日
15. 決 議 才741号
私営植林地監督について 1959年 9月25日
16. 大農地分割法 1960年 8月26日

JICA LIBRARY



1028836[3]

17. 決議才 98号
日本移民400家族入国許可 1957年 2月18日
18. 法令才13,635号
産業組合法 1942年 7月18日
19. 地租免税規則抜萃
(1) 農地法
(2) 決議才86号
(3) 法令才51号抜萃
不動産税規則 1952年12月24日
20. 放牧取締規則抜萃
農業法典(法律才1,248号) 1931年 9月30日
21. メノニタ植民について(参考)
(1) 法律才514号 1921年 7月26日
(2) 法律才914号 1927年 8月29日
22. アルト・パラナ県植民計画(参考)
農地局案
23. 日本・パラグアイ国移住協定 1959年10月19日
24. 日バ移住混合委員会規則
25. 船舶借款に関する交換公文

(註) (1) 決議とは、すべて農地改革院理事会決議をさす。
(2) 土地・植民局、土地局、農地局は現在のIRAの旧称および通称である。

1. パラグアイ共和国憲法（抄）

1940年7月10日制定公布

（オ1条～オ17条） 総 則

オ1条 【共和民主代表制】

オ2条 【主権在民】

オ3条 【国教はローマカトリック教なるも、信仰の自由を認める】

オ4条 【憲法、それに基づく法律及び国際条約は国の最高法】

オ5条 【首府＝アスンシオン市】

オ6条 【憲法の与える保証及び権利は、法律で変更出来ない】

オ7条 【国費】 平等は公共負担の基礎である

② 政府は国の経費として、法律により制定された課税、分担金及び手数料の果実、公有地の
 払下及び貸貸、鉱山の開発、公共事業及び国の専売より生じた収益、借款及びその他の信
 用取引をもって充てるものとする。

オ8条 【免税及び航行の自由】 国内で生産又は製造された物品は共和国領土内で無税で流通
 されるものとする。

② 国内河川の航行は、代議院の制定する規則に従いあらゆる国旗に対して自由である。

オ9条 【外国人移民】 政府は米州及び欧州移民を奨励し及び外国人の入国を規定する。

オ12条 【外交通商政策】 政府は、国民の利益と本憲法によって宣言された公権の原則に違ひ
 条約により外国との平和及び通商関係の増進に努めるものとする。

② 米州諸国民との協力及び団結の政策には特別の注意を払うものとする。

オ14条 【労働者の権利義務の保障】

オ15条 国民経済の統制、貨幣の鋳造発行、度量衡の制定、商標の管理、消費物資の投機禁止
 自由競争の保証、反健康、良俗物品の製造販売禁止並にこれらの違反に対する処罰。

② 国家は補償により公共事業を国有化し及びオ一次必需品の生産流通及び販売の独占を行う
 ことが出来るものとする。

（オ19条～オ37条） 国民の権利、義務及び保障

オ21条 【私有財産権の保障等】

① 憲法は、私有財産権を保証し、その内容及び範囲はその社会的機能に応じ法律によって規
 定される。何人も、法律に基づく判決によるに非ざればその所有権を奪われることがない。

② 一切の種類の財産権は法律によって規定された公益の理由による収用により合法的に変更
 し得るものとし法律は、これが補償の形式を決定するものとする。

③ 法律は、個人は適法に組織された会社が所有者となり得る土地の最大面積を定めることが
 出来るものとし、余剰地は公開競争により売却し又はその配分のため国家により収用され
 るべきものとする。

オ 22 条 共和国のすべての住民は、その正当な労働により生計を得る義務を有する。すべてのパラグアイ人家庭は、その個有の土地の 1 片の上に設定されねばならない。

オ 36 条 【外国人】外国人は共和国領土内において、その行使に関する規則に従って、公民としての権利を享受し、その商業、工業又は自由職業を営み不動産を所有し遺言をなし及び婚姻することが出来る。

② 共和国の安全を脅かし又は公の秩序をみだすに至ったときは政府は関係法規に従い国外に追放を命ずることが出来るものとする。

⑤ 外国人は公民権を取得する義務を有しない。

(オ 38 条～オ 43 条) 国籍及び市民権

オ 42 条 【帰化権】外国人はパラグアイ国に連続 5 ケ年居住したこと、何程かの不動産及び為替資金を所有すること又は何らかの科学技芸または工業を行うことを証明するときは共和国の裁判所により帰化証を取得することが出来るものとする。帰化証明は連続 2 ケ年間当国を不在にすることにより喪失する。

② 帰化人は帰化証取得 2 ケ年後に共和国大統領、代議士、最高裁判所判事、及び陸、海軍長官の職を除き、すべての公職につくことが出来る。

(オ 45 条～オ 58 条) 行政部

オ 56 条 行政部は経済、社会、公衆衛生又は国防の理由により現在人口の再配置の計画を採るものとする。

行政部の大臣 (オ 59～オ 61 条)

秘密会談 (オ 62～オ 66 条)

代議院 (オ 67～オ 76 条)

法律の制定及び裁可 (オ 77～オ 79 条)

司法部 (オ 80～93 条)

憲法の改正 (オ 94 条)

2. 入国移住法

1903年10月6日公布

オ1条 本法の効力のため、共和国に定着の目的をもって始めて共和国に到着し、及びその善良な素行の外、農夫、工業家、自由職業家、機械工、教授、電気工、または一切の技師の資格を、移住者の住所の官憲の証明した2名の能力ある住民の証言により発行し、その住所の国に駐在するパラグアイ国領事、または移住官により認証された在外のパラグアイ国領事、または移住官の証明書によりまたは合法的に認証された効力ある免状もしくは証書に労働に適し、かつ満50才以下のすべての外国人を入国移住者とみなす。

オ2条 政府は、国の条件に最も適していると判断する種類の移住、もしくは最も勤勉とみなす移住を優先的に奨励し、及び適切な手段により悪習を有する無益な、または有害な移住者の流れを抑制する権能を有する。

全權に、暫定的に、移住者通行券の発行を制限し、もしくは停止することが出来るものとする。ただし、この停止は、閣僚審議会の意見を徴し及び必要な予告をもってするに非ざれば発令することが出来ないものとする。

オ3条 自己の勘定により入国するすべての移住者は、単身のときは、最低資本50金ペソの現金を所有することにより、または家長であるときは、成年の男子1人につき30金ペソを所有することにより、次の特典を享受するものとする。

1項 ラプラタ河、もしくはパラナ河のいずれかの地点から、その輸送のため2等のフリーパス。このパスは、乗船地におけるパラグアイ国移住官、または領事官、または移住総局事務官に申請するものとする。

2項 移住局事務所の負担により下船し、並びにその手荷物、諸道具またはその携行する労働の用具を積降し、及び棧橋及び起重機を無料で使用することが出来るものとする。何人も、またいかなる民間会社も予め移住局事務所の許可なくして、移住者、その手荷物、または物品の揚陸を行うことが出来ないものとし、その違反は、初犯の場合には、移住者1人につき正金50ペソを超えない罰金を、再犯にはその2倍、かくて引続き倍加した罰金を課するものとし、その支払のため、不正上陸が行われた船舶の船体及び船具が当てられるものとする。

3項 上陸後次の8日間迄国の費用により宿泊及び扶養せられ及びこの期間中、または旅行中病気にかかった場合には、その回復迄手当をうけること。

8日の期間経過後は、宿泊及び毎日の食費として、10才以上の移住者1人につき40仙(金ペソ)を及びその以下の者1人につき20仙(金ペソ)または当日の公定相場による法定通貨の相当額を支払うものとし、国がその植民地のため直接契約した移住者を除外するものとする。これらの者は、その目的地に輸送される迄その宿泊及び食事の権利を有するものとする。

- 4項 私用の衣類、家具及び家庭用諸道具、種子、一般機械及び農工業用器具、工具、その行う技能または職業用道具、純粋種の家畜、成年の男子1人につき狩猟用銃器1挺、これらの物は、その使用及び所有するものであるときに限り政府の決定する価格迄、あらゆる種類の税金なしで導入すること。
- 5項 国の費用によりその住所を定めんとする共和国の地点迄輸送をうけること。ただし、この場所が鉄道、または水路に所在するかもしくは、容易な輸送手段を有している場合に限る。
- 6項 労務、または工事の請負について締結せんとする契約についてその必要とする情報を移住事務所、またはその代理人より無料でうけること。
- オ4条 年令50才以上の者、病弱者及び不具、または何らかの肉体的欠陥により労働不可能なるものは、本法の規定により移住者または已に国内に居住している移住者とみなし得る能力者2人以上が存在する家族の構成員であること、または、その生活のため十分な資力を有して居り及びいかなる場合でも、その家族の負担で生活するため入国する者であることを立証するときに限り6項を除き前条の与える特典を享受するものとする。
- オ5条 前条に記載されたと全様の特典は、移住者の妻及び未成年の子供、成年者なるときはその能力及び善行を立証することにより、及ぶものとする。
- オ6条 民間会社により契約され、または已に国内に定住した家族の呼寄により入国するすべての移住者は、全様にオ3条1項及び4項の与える特典をうけるものとする。この場合、全条記載の最低資本は必要としない。
- オ7条 如何なる口実の下にも移住者は、共和国領土を通過して他国に赴くため、前に記載せられた特典を利用することが出来ないものとする。その違反は旅費、下船、宿泊、食費等の支払いに要した一切の支出の弁済をもって処罰せられる。移住総局は、必要な場合には全局限りで違反者の旅行を中止することが出来るものとする。
- この目的のため、共和国の港務部長は、自ら、または移住局の要請により本条の規定を適用し、一時船舶の出航を停止することが出来るものとする。
- オ8条 オ3条1項記載の移住者の輸送は移住総局によって定められた条件及び規則に従い公開入札により汽船会社と契約せられる。入札の結果は、政府の承認に付せられ、船体、船具及び家具は、運送契約に規定された罪金の支払に当てられるものとする。
- オ9条 移住者を輸送する船舶の船長は、移住者所有の荷物及び道具が船倉、または安全なる場所に保管される様命令し、到着に際し、移住者とともに、これら荷物を当該官憲に引渡すべきものとし、その違反は、会社、または代理店に、目的地に到着しない乗船移住者の旅費に対する権利を失わしめるの刑罰を与える。
- オ10条 オ6条記載の関係者は、移住総局に、当該願書2通を提出し、オ1条記載の要件の外、導入せんとする個人、または家族の数、その年令、職業及び国籍を申告し、並びにその声明の真実性及び前記要件の忠実な順守を声明せねばならない。この目的のため、申請

した旅費の金額に対し移住局のため保証状を提供するものとし、到着した移住者を引受けない場合、法律の条件における移住者でなかった時、または到着後移住総局または、他の移住事務所に登録のため出願しない時換金せられるものとする。

オ11条 前条記載の申請書の複本は、当該領事官、または移住官に送付せられ、全官は、全意の場合、署名するため関係者にその内容を通知し、及びこれらの手続完了後総局にこれを返還するものとする。

オ12条 本法の効力のため、共和国領事は、在外の情報及び宣伝の代理人とみなされ、政府は、必要と考える場合、特別代理人を任命することが出来るものとする。前者及び後者はパラグアイ国のため行い宣伝について移住総局と協議するものとする。

オ13条 階級に不拘領事、または特別官吏が存在するときは本法の要件及び規則を厳重に順守し、ブエノス・アイレス及びモンテビデオ駐在のパラグアイ国総領事に対し移住者に対する河船乗船券発行の命令を自ら発することが出来るものとする。この場合及び主管省において受領する乗船券発行の命令においては、関係者の身許を証明し、乗船した移住者の数及びそれを輸送する船舶を直ちに移住総局に通知し、毎月その発行する乗船券の詳細な名簿を全局に送付するものとする。

主管省より発行される移住者の乗船命令は、受領後30日以内に使用されるべきものとし、期間経過後は無効となり、その取消を乗船券に記入するものとする。

オ14条 いかなる場合でも、領事館及び移住官事務所は、黄色及び黒色人種、伝染病、乞食、ジブシーの者及び囚人、または外国裁判の裁判に付せられている者のために移住者証明書または乗船券を発行しないものとする。

オ15条 帰国せんとするパラグアイ人は、予めその身許を証明した上、戦争またはその他の異常な状況により国外にある者で、本国に定住のため帰国するものである限り、いずれの隣接国からも、それ自身及びその家族に対する乗船券を取得し及び移住者と全様の便益をうけるものとする。疑問の存する場合、領事は、当該報告及び経歴を添付して、その願書を外務省の裁決のため送付するものとする。

オ16条 帰国の権利を有するためには、願出人が疑の余地のない様に国籍が確認せられたのち、当該領事館登録簿に登録してあることが必要である。

オ17条 共和国軍の脱走兵で赦免をうけていない者、逃走中の犯罪者、己に1回国家の負担により連れ戻された者、商用をもって出国した者は帰国の権利を有しない者とする。

総 則

オ18条 移住事務所、情報交換事務所は、今後外務省所属の移植民局と称せられる単一の事務所に組織替される。

オ19条 本局運営に要する権能、人員及び配置は、国家総予算法及び施行細則により決定せられる。

オ20条 前記事務処理に要する経費は、当該配賦予算に従い一般収入より支出せられる。

才 21 条 国家の諸官憲は、その主管の一切の事項に関し必要な協力を移植民局に供与すべきものとする。

才 22 条 移住に関する一切の従来法律及び規則は廃止される。

才 23 条 政府は、本法の施行細則を定めるものとする。

才 24 条 政府に通知せよ。

3. 大統領令第10193号

(移住者の選択及び外国人の入国及び居住)

1937年3月29日公布

移住者の資格及び要件

オ1条 自己の勘定により、または特定の人、企業または会社の使用人として当国に定住の意志をもって、始めて当国に入国する外国人で、かつその支払能力、善行及び労働能力を証明する凡ての外国人は移住者と見做され、次の書類を携帯せねばならない。

- (1) 出生国の官憲が発給し、パラグアイ国領事の査証をうけた当該写真貼付の旅券、または認識手帳、1通の旅券の中に父母及び16才未満の子女を包含することが出来る。子女の年齢は、出生証明書により立証するものとする。
- (2) その職業を証明する行政、または司法官憲の証明書、但し出発国駐在のパラグアイ国領事または免状、卒業証書、またはその他の資格証明書により正当に立証されたもの。
- (3) 医師の健康証明書、これにより、本大統領令に於て定められた除外例のいずれにも置かれていないことを証明すること。
- (4) 最近5ケ年間公衆道徳、社会秩序及び人または財産に対する犯罪により起訴されていないことを立証する裁判所、または警察の証明書。
- (5) 1903年10月6日付移住法オ3条により要求されている最低金額に対する、国内に店舗を有する銀行または商社へ振出しの土地植民局宛の為替券または預金証書。

オ2条 前条規定の要件からは次の者が除外され、本法令オ5.1条記載の規則により規制せられるものとする。

- (a) 大使、公使、領事、上院議員、代議士または上級階級の内外国官吏で入国の際、当該内国官吏により、その身分が証明されたもの。
- (b) 帰国パラグアイ市民
- (c) 少なくとも5年間パラグアイ国に居住した外国人。
- (d) パラグアイ国帰化状を取得した外国人。

書類の査証及び証明

オ3条 旅券及び認識手帳の領事査証は領事手数料法に従って行われるものとするもオ1条記載の証明書は現行移住法オ1条の規定に従い無料で査証せられるものとする。

オ4条 特別認可により政府機関または植民会社の保護または介入の下にパラグアイ国に入国する外国人に関しては、当該取極または協定の定めるところによる。

移住者の種類及びその特権

オ5条 本規則の適用のため、始めて当国に入国する外国人は次の2種類に分類せられる。

- (a) 特権を有する移住者及び特権を有しない移住者。

(b) ツーリスト

オ6条 5人以下の家族を有する純然たる農牧業者、次条に規定された制限内にある職人、最低1,500金ペソを所有する企業家、本令オ8条に定められた場合に含まれた者を特権を有する移住者とし、これらの者は移住法規によって与えられる次のあらゆる特典を享受するものとする。

(a) 移住局の費用により、その荷物とともに当国の港に上陸すること。

(b) 機械その他の労働の器具及び個人の私用に供せられる一般物品を関税免除で導入すること。

(c) その上陸後8日間の無料宿泊及び給食。

(d) 移住局またはその出張所に於て必要な情報の無料提供。

オ7条 職人移住者(大工、鍛工等)は次の場合に於てのみ移住特典に均與することが出来るものとする。

(a) 3人以上の農業家族に属するとき。

(b) 植民地に己に定住した農業家族により呼寄せられたとき。

(c) 既設の植民地の1つに定住せんとするときは出生国にあるパラグアイ国領事館で農牧業附随の職業または業務に従事することの誓約に署名するものとする。

オ8条 最低資本500金ペソを所有する企業家で、出生国のパラグアイ国領事館に於て、既存の、または設立される植民地で、または農村で、その実業に従事するために定着することを正式に誓約する者も特権ある移住者と看做される。

オ9条 本令に規定された特典に浴する権利を有するためには特権ある移住者は出発国駐在のパラグアイ国領事館に於て、その職業、共和国に於て赴かんとする場所を文書2通により申告し、あらゆる現行移住規則を果す旨を誓約するものとする。

その1通は移住者より土地植民局に提出し、他の1通は領事館に保管されるものとする。

オ10条 医師、弁護士、技師、歯科医、化学者、芸術家、教授、獣医、新聞記者、不特定の商人、使用人、労働者等の自由職業を行う目的をもって入国する者は、特権を有しない移住者として、移住法の特典から除外され、その入国は土地植民局の特別許可によるものとする。

オ11条 私立会社との契約により、または国内に定着した家族の呼寄により入国する移住者は、本令オ1条オ5項に規定された為替券振出の職務を免除される。

オ12条 ツーリストの名義の中には、定住の目的を有せずして一時的に入国する凡ての者が包含される。その主なる者は、次の通りとする。

(a) 1等旅客たる所謂ツーリスト

(b) 科学または大学使節団の団員(学生旅行者を含む)

(c) 一時的使命を有する新聞記者

(d) 宗教団体のメンバー

(e) 劇団のメンバー

(f) スポーツ団員

(g) 商用旅行者

(h) 国内で業務を行う外国会社の使用人

ツーリストは50金ペソの為替券または供託金を除き、移住者に必要な一切の書類を携帯せねばならない。その他かかる身分を証明する証明書を土地植民局に提出せねばならない。

オ13条 オ6条記載の移住者の資格は適法に認証された職業証明書により立証せられるものとする。企業家は、本令オ6条及びオ8条規定の金額だけの本人名義パラグアイ国内の銀行、または商社宛振出しの為替券により之を出生国のパラグアイ国領事館に呈示することにより、または、その企業運転のため必要な等価の機械を持参することにより、その資力を立証するものとする。オ11条記載の移住者の渡航許可のためには、土地植民局はそのためにパラグアイ国領事が送付する報告または、パラグアイ国入国を希望するものが全局の定める特別書式に記入する詳細を参照するものとする。

オ14条 ツーリストの資格を有するものは、土地植民局登録簿に登録のため出願せねばならない。6ヶ月経過後は国外に退去するか、または滞在延長の必要性を証明して土地植民局から期間の延長を求めねばならない。

オ15条 領事査証は6ヶ月に限り与えられる。移住者の資格を有する者は6ヶ月経過後国内にその滞在を許す書類として使用される証明書を土地植民局より取得すべきものとする。

オ16条 オ12条b,c,d,e,f項に記載された種類の者は文化または科学、宗教団体、新聞協会、会社、またはスポーツ団体により適法に認証された証明書により、その資格を立証するものとする。商用旅行者は、その職業上の条件及び共和国に於けるその滞在の1時的なることを、その所属する商社、または工業会社により証明せしめ、商業会議所または上記商社の属する商業または組合の認証をうけるものとする。

拒否せられる移住者

オ17条 1903年10月6日付の移住法オ14条を次の通り修正する。次の者を拒否される移住者とし、従ってパラグアイ国領事は必要書類に査証しないものとする。

(a) その程度を問わない、らい病、トラホーム、肺病の患者、生計を営むことを不能ならしめるその他一切の病氣、または器官上の悪習慣にかかっている者

(b) 一切の4肢不完全な者、盲目者、ろうあ者、程度の如何を問わない精神病患者

(c) 乞食、裁判中の及び有罪の宣告をうけた、及び犯罪を犯したことを認めた囚人及び犯罪人

(d) 常習的酒精飲用者の兆候を呈する者

(e) 60才以上の者、担し国内にその子供、孫、または配偶者を有する者を除く。

(f) 夫、兄弟、息子または生活能力ある孫の援助なくして入国する40才以上の単身の女。

(㉔) 暴力手段により社会の改革を宣伝する者、無政府主義者、または共産主義者としてまたはその他の名目により、他国より追放された者、直接または間接に売春婦または売春行為のための者を入国せしめんと試みる者。

従って、領事は関係者に対し本条に列举された悪徳及び欠陥を有しないことの真正な証明書により立証を要求するものとする。

才18条 才17条e項及びf項に規定された例外に包含されているもので、パラグアイ国に向けて乗船を希望する者は、土地植民局により、または、当該人の属する国に駐在するパラグアイ国公使館又は領事館より与えられた特別許可によつてのみ為すことが出来るものとする。

国内通過の外国人または旅行者

才19条～才24条 省 略

移住者に対する罰則

才25条 パラグアイ国領事館、また土地植民局に於て署名した宣誓を果さないで現行移住規則に違反した移住者は本令才1条記載の為替券または供託金の返還を求め権利を失ひ、かつ入国に際して取得した特典の代金を国家に返納するの義務を有する。

運送会社の義務

才26条～才28条 省 略

書類の査証及び船客の検査

才29条 土地植民局の代表者は、海務及び衛生当局とともに各旅行者または移住者の書類及び旅券を検査して本法の規定の履行を監督するものとする。その関与による決定については、河航会社、または鉄道会社より、土地植民局に対し、不服の申立てをすることが出来るものとし、全局は予め衛生上の報告を徴したのち決定するものとする。

才30条 本令才28条の規定に対する違反は書類の不備な者1人毎に当該船賃と等額の罰金を課せられる外、国外に再運送するの義務を有せしめる。

才31条 前条規定の罰金は土地植民局の請求により当該河港務部により取立てられ、その代金は法律才1,060号勘定として、パラグアイ農業銀行に預入されるものとする。

才32条 支払延滞の場合、河港務部は港務部法才292条の規定に従い処置するものとする。鉄道会社の場合には河港務部は、国境通過の際、罰金の支払が行われる迄、汽車の通行を停止することが出来るものとする。

才33条 汽車による旅行者の監督は在エンカルナシオンの土地植民局官吏により行われ鉄道会社に対しては、河航会社に対すると全様の義務及び権利が適用される。

才34条 土地植民局は厚生省に対し本令規定の衛生措置を有効ならしめるため、必要とする官吏の協力を求めるものとする。

才35条 医師または衛生官は入国者について綿密な検査をなしたのち、水上警察署長またはその代理者に本令才17条指定の病気のいずれかに冒されている旅行者を指適し、その入

国を禁止し、または国外に退去せしめるものとする。

才36条 疑わしき者を検査して、拒否または好ましからざる者の中に包含されている時は港務部は、これらの者の下船を禁止し、直ちに船長に送還を命ずるものとする。但し爾后、当該罰金の賦課を妨げるものでない。

才37条 旅行者、または移住者が、鉄路により入国するときは、エンカルナシオ当局は前条規定と全様の手続に従い違反は全様の制裁をうけるものとする。

特別上陸許可

才38条 土地植民局は特別の場合に於て職人移住者（大工、機械工、鍛工等）60才以上の者、及び40才以上の単身の女に対して、これらの者が家族数3人以上の農業家族に属するとき、これらの者の生活を扶養するための資力を有する既存の植民地の各れかに定着しているその家族により呼寄せられたときは、移転及び上陸の許可を与える権限を有する。

才39条 入国の特別許可を受けた移住者は上陸許可証の査証をうけるためパラグアイ国外交官または領事に出頭せなければならない。但し移住法才3条記載の最低資本を必要としない。

領事及び内国官吏の義務

才40条～才45条 省 略

旅行者の入国に際し要求される書類

才46条 パラグアイ港に下船すべきすべての人または旅行者は、その自由入国のため次の有効書類を携帯せねばならない。

1等乗客

(a) 18才以上の生来のパラグアイ人略

(b) パラグアイに帰化した外国人略

(c) パラグアイ国に居住する外国人

パラグアイ国に居住する外国人たることのパラグアイ国発行の身分証明書但し国内に5年以上居住したことを立証し及び善行証明書を有するときに限り効力を有するものとする。または外務省の認証したパラグアイ国領事の発給した旅券。

(d) 国内に居住する人、会社または企業によって呼寄せられた外国人

土地植民局の発行した上陸許可書、善行証明書及び医師の証明書。

(e) 出生国の旅券を有する外国人、出生国の公式旅券でパラグアイ国に上陸を希望する外国人、またはパラグアイ国に己に定住したことがあるもので帰国を希望する外国人から提出され、パラグアイ国領事または外務省より認証された旅券。これら旅券は写真貼付を要する。

(f) 非出生国の旅券を有する外国人 略

(g) 15才以下の外国人

入国許可証または写真貼付の出生証明書

2等乗客

(n) 略

(i) 定住のため初めて入国する外国人。

本令才1条1.2.3.4.5項に要求される書類、未成年者は出生証明書

(j) 外交官其他 略

才47条 非移住者 略

補 則

才48条 職人移住者(大工、機械工、鍛工等)を導入せんとする凡ての人、企業または会社は本法令才41条記載の証明とともに法定の収入印紙を貼付した願書を提出せねばならない。

才49条 土地植民局は直接パラグアイ国領事に対し、現行移住法規の履行の効力のため訓令を発することが出来るものとする。

才50条 土地植民局は移住者個人的条件を管理し、入国を許可し、警察事務とは別に許可証及び証明書を発給する目的をもって移住者登録簿を具えるものとする。

才51条 略

才52条 略

4. 決議第5号

(移住者入国手続)

1942年1月3日

オ1条 移住者の資格で、入国を希望する者は、次の事項を記載した願書を土地局に提出するものとする。

- (a) 願出人及びその家族全部の姓名
- (b) 住 所
- (c) 年令、身分及び国籍
- (d) 人種及び宗教
- (e) 入国後就業を誓約する職業
- (f) 国内に導入する資本

オ2条 ツーリストの願書には前条a b c 項の事項のみを記載すべきものとする。また、ツーリストはその出発国への再入国許可を有することを立証せねばならない。

オ3条 移住者及びツーリストの願書は被出願人、または書面により正当に資格を与えられた者、または会社により直接署名されるものとする。

オ4条 土地局総裁室は1件毎に移住者が入国に際し提出すべき保証金額を決定するものとする。

オ5条 虚偽の申告、または本決議に規定された条項のいずれかの不履行は、出願人に一切の権利を失わせ、かつ供託保証金は没収せられる。保証金は、土地局総収入係に移管されるものとする。

オ6条 通知、公布及び文書に保存を命ずる。

5. 決議第 229 号

(呼 寄 手 続)

1952年11月8日

単款 移住者が呼寄を願出でたときは、移住局に対し、1件毎に本人が当該登録簿に正当に登録されているか、及び現行移住法規により定められた一切の義務を果たしたかにつき報告を
做すること。

6. 決議第207号

(健康証明書)

1953年8月5日

単款 移住者登録簿に外国人登録を行う前提要件としてパラグアイ国厚生省発行の健康証明書の提示を要求すること。

7. 法令第 13,979 号

(移住者免稅令)

1946年6月6日公布

オ1条 当国に定住するため入国する移住者に次の免除の特典を許与する。

- Ⓐ 移住法規に要求されている旅券及びその他の個人的書類のバラグアイ国領事による無料査証
- Ⓑ バラグアイ国の費用により、その一切の荷物とともにコロノの自由上陸
- Ⓒ 関税及び港務手数料免除で個人使用の衣類、家具及び家庭用品、種子、工業用機械、農機具その行工芸用工具及びコロノの定着または発展に使用される一切のその他の物件
- Ⓓ 上陸後5日間、バラグアイ国の費用による無料宿泊及び扶養
- Ⓔ 国家の費用によりアスンシオンより定住地迄のコロノ及びその荷物の運送
- Ⓕ 農地改革法(大統領令オ120号)の対象たる人に与えられると全様の権利を有すること。

Ⓖ 移住者は国家憲法の定める通り職業及びその信仰に於て完全なる自由を享受する

オ2条 前条により与えられた免除の権利を有するためには、金貨50ペソの保証金供託免除の例外を除き法令オ10193号オ1条規定の要件を充たさねばならない。

オ3条 入国を許可された移住者総数の中15%の職人及び企業家5%の自由職業者を認め、後の残りは農業者により構成されていなければならない。

オ4条 土地植民局は、実施中の、または将来作製する植民計画に従って移住者を配置するものとする。移住者は土地植民局によって指定された場所に定住せねばならない。ただし特別な理由により、他の場所を選択する権能が認められた場合を除くが、この場合の移転費用は本人負担とする。

オ5条 土地植民局は必要と考えるときは監督及び指導のため移住者の入国に関連する事務及びその定住する植民地に介入することが出来るものとする。

オ6条 移住者取扱会社、団体または関係人は土地植民局に対し所要許可取付のため入国する移住者の団体毎にリストを提出するものとする。土地植民局は適当と判断するときは、その事務の円滑を計るため提出されたリストに修正を加えることが出来るものとする。

オ7条 本法令実施のため、行政部令により承認せられる条件及び期限で土地植民局はバラグアイ銀行または国内の他の信用機関に借款を申込む権能を有するものとする。

オ8条~オ10条 略

8. 決議第9号

(出 国 手 続)

1952年1月24日

オ1条 パラグアイ国滞在の法定期間に達しない移住者の出国は、理事会の承認を得なければ
ならない。

オ2条 法制部は、1件毎に罰金を定め、之を適用する形式を研究するものとする。

9. 決議第218号

(移住及び観光事務取扱暫定規則)

1953年8月12日

(1) 移住者について

才1条 移住復員局所属の移住部は、1903年10月6日付移住法及び1937年3月29日付法令才10,193号に基き、移住者の資格で入国する凡ての者を、移住者登録簿に記入するものとする。

才2条 登録簿には次の事項を記載する。登録番号、姓名、旅券番号、年令、身分、国籍、職業、到着日付、共和国に於て発給された健康手帳番号。

才3条 移住者が、その出生国発給の旅券を所持するときは、その旅券に登録番号を記入し、また従来職業及び入国したときの資格をも記載するものとする。

才4条 削除

才5条 願出あるときは、移住者登録簿に登録されている凡ての移住者に居住証明書を発給するものとする。そのためには、身分証明書類の假事査証有効期間6ヶ月以内に申請を開始する必要があるものとする。

才6条 出国後、1年以内に再渡航を希望する本局に登録済の移住者には、再渡航許可を発給する。この許可は、正当に証明せられ理由あるときは同一期間、更新することが出来るものとする。

才7条 再渡航許可は国内居住2年以上の外国人に与えられるものとする。

才8条～才10条 再渡航手続 略

才11条 本人が希望する場合、次の要件の1つを充した後、移住者に従来職業の変更を許可することが出来るものとする。

(a) 何らかの肉体的支障によりこれ以上従来職業に従事することが出来なくなったことを立証する、有権官吏によって発給された医師証明書。

(b) その変更が、国家経済にとり真実に利益あるものであるとき。

才12条 申告した職業に3年間従事したのち、本決議により定められた規則内で、その職業を変更することが出来るものとする。

才13条 商業に従事することを欲する移住者には、法律上の制限内において並びに設立せんとする場所における商業の必要性及び有用性について、予め商工省の判定をうけたのち職業の変更を許可することが出来るものとする。

才14条 工業家、技術員、機械工、または本規則に規定しなかつたその他の専門的職業家の資格で入国した移住者には、その商活動が、その従事している専門的職業と相似性を有するときに限り商活動を行う当該許可を発行するものとする。このためには、才12条によ

り要求されている3年間の居住を必要としないものとする。

オ15条 次の条件で、それを願出している外国人に移住者査証を与えることが出来るものとする。

- (a) 当該法律に従い、国内に定住する家族により、移住者として呼寄せられる者
- (b) 予め契約に関する申請を審議したのち、民間会社または国家により全会社または国家のため就労することを契約された者。
- (c) その属する宗教団体により呼寄せられた者
- (d) 1903年10月6日付移住法及び1937年3月29日付法令オ10,193号の規則内に包含された移住者として直接土地局に、または出願者の出生国、または最寄りの国に駐在するパラグアイ国領事館を経由して、その査証を願い出た者。

オ16条 国内に居住する外国人で、移住者登録簿に登録していない外国人は予め合法的入国を証する書類を提示して、之をなさねばならない。本条規定の履行期間を1年と定める。

オ17条 農地局より移住者に与えられる入国許可は、1年の有効期間を有する。この期間が満了し、移住者が全期間の延長を求める十分の理由を申告するときは、農地局、または関係領事が之を決定するものとする。移住許可は、理事会により承認される。

オ18条 再渡航許可は、総裁室または総務局長室により与えられる。

オ19条 移住者の職業変更許可は理事会によって与えられる。

オ20条 移住者の書類認証の権限を有するパラグアイ国領事館への通告は総裁室、または総務局長室を通じて行われる。

(2) ツーリストについて

オ21条～オ35条 ツーリスト規定 略

10. 決議第 131 号

(未登録外国人処罰令)

1955年3月15日

- オ1条 現行移住法規を履行しない国内に在留する凡ての外国人に対し、次の罰則を定める。
- (a) 商業に従事する外国人に対しては、 $\text{円}1,000$ の罰金
 - (b) 工業または牧畜業に従事する外国人に対しては、 $\text{円}500$ の罰金
 - (c) 医師、弁護士、技師、新聞記者、化学者、芸術家、教授、獣医等の自由職業の外国人に対しては、 $\text{円}300$ の罰金
 - (d) 大工、左官、鍛冶工、ペンキ工及び一般被傭人、労働者を含む手工職人たる外国人に対しては、 $\text{円}200$ の罰金
- オ2条 農夫または畑地に関する全種の職業の者は、罰金の支払を免除される。宗教家、学生及び家事に従事する婦人も全棟である。
- オ3条 オ1条規定の罰金の適用は理事会が国内に定住を認め及び関係法規を十分に充たしかつ国内に於ける、その滞在を正当に証明した外国人の移住登録所に登録を許可した一部の場合に於て、之を行なうものとする。
- オ4条 会計局は、移住局の指示に従い、これらの罰金を徴収する。
- オ5条 移住及び会計局へ通知せよ。

11. 大統領令第120号

(パラグアイ共和国農地法)

1940年2月29日

才1編 才1章 農地改革について

才1条 農地改革は、土地は、社会機能の手段であるという意味において及びすべてのパラグアイ人家庭は、その生活のため必要なものを生産する個有の土地の1片の上に設定されねばならないという主義において全国領域の土地に対する国家の優越的支配の精神に基づいて本法の規定に従って実現せられるものとする。

才4編 植民について

才1章 移住地の種類

才37条 農村の中心部は、その土地の性質、地形及び面積に従い、次の3種類の移住地に分類せられる。

- a) 農業移住地
- b) 牧畜用移住地
- c) 学校移住地

才38条 農業移住地は、最小20ヘクタール、最大200ヘクタールのロッテに分割、割当てられるものとする。譲渡は、出願者の数、使用し得るロッテ及び移住者の能力に応じて行われるものとする。

才39条 牧畜用移住地は、最小1,000ヘクタールのロッテに分割、割当てられ、最大ロッテの面積は、各場合に土地植民局理事会により決定せられるものとする。牧畜用移住地はパラグアイ領チャコ地方におかれ、ロッテは賃貸により提供せられ、国家は、その所有権を保留する。

才8章 私営植民について

才113条 土地植民局は、本法の目的達成の方法として、あらゆる手段により私営植民を奨励するものとする。

才114条 土地植民局は、個人所有の土地の地主がその土地に植民せんことを欲して、その勘定により植民のため全局に提供する土地に植民することが出来るものとし、本法の規定を適用する。

才115条 私営植民地は、次の特典を享受する。

- a) 植民の対象となる土地の地租を、測量及びロッテ割の承認及び植民地の開設の日付から数えて5箇年間免除すること。
- b) 植民のため必要な一切の機具の無税導入

才116条 土地植民局は、農牧生産に適する及び本法の目的達成に必要な個人所有の土地を植

民可能の凸地と宣言するものとする。

オ 117 条 その地主により合理的に開発された土地は、植民可能地と宣言することが出来ないものとする。

オ 118 条、オ 119 条 略

オ 120 条 土地植民局から地主に通達した日より数えて 90 日の期間内に、地主は、植民可能地と宣言せられた土地に植民を行う用意あるや否やを表明せねばならないものとし、肯定の場合には、次の要件をみたすべきものとする。

- a) 本法オ 4 章の規定に従い、土地の測量及び細区分
- b) 各場合に、土地及び植民局より命ぜられた事前の改良及び工事の実施
- c) 入植者に分譲する土地の支払条件の声明
- d) 地主の負担する義務の声明

オ 121 条 その土地に植民を行わんとする地主は、土地植民局の事前の許可を得なければならぬ。この予備条件をみたさずして植民する地主は、植民の行われた土地の地租の支払のため定められた国の査定価格の半額に相当する罰金を課せられるものとし、この土地は罰金の支払に当てられるものとする。

オ 122 条 その土地に植民を行なわんとする地主は、土地植民局に、次の事項を記載した願書を提出するものとする。

- a) その土地の面積、隣接地、規模、土質及び所在地
- b) 創設しようとする移住地のタイプ
- c) そのロッテ開発のため入植者に与えられる便宜
- d) ロットテの売却価格及び条件、その他、地券及びロットテ割計画図面を添付するものとする。

オ 123 条 私営植民地の共有地区及び市街並びに移住ロッテの分譲、取得及び制度及び全植民地の管理は、国有植民地に適用される規則に従うものとする。

オ 124 条 私営植民地は、土地植民局の監督に服するものとし、その地主は、いかなる場合においても、全局に対し、その要求をうけた帳簿及び書類の検査を拒否出来ないものとし、その違反は、オ 121 条の規定する処罰をうけるものとする。

オ 125 条 略

オ 126 条 土地植民局と私営植民地地主との間の意見の不一致は、その最終的決定のため政府に付託され、他の手段を許さない。

オ 127 条 その開設の日付如何に拘らず、共和国内のすべての私営植民地は、本法の規定に服するものとする。

オ 10 編 植民地の管理及び有権者

オ 1 章

オ 133 条 国有及び私営植民地の管理は、土地植民局により任命せられた管理人の任務とする。

私営植民地もまた、地主の報務の遂行及びロツテ代金徴収のため、その私的管理人を有すべきものとする。

オ 134 条 植民地の管理人は、次の権能及び義務を有するものとする。

- a) 植民地の管理において、土地植民局を代表すること。
- b) 植民地地域内に警察官を有しないか、または不在の際に、警察権を行使すること。
- c) 植民地地域内に治安裁判所が存在しないときは、治安裁判官の職務を執行すること。
- d) 生産的労働を与えることにより部落民の治安を維持すること。
- e) 入植者に発生する小紛争を仲裁し、または取りのぞくこと。
- f) 入植者及び植民地の学校生徒に対する農業理論及び實際的教育を担当すること。
- g) 本法に従い、小地区を分配すること。
- h) 生産中の小地区の占有者が、土地植民局の事前の許可なくしてこれを放棄することを回避すること。
- i) 一般の利益となるすべての工事を開始し及び指導すること。
- j) 植民地地域内で賭博の慣行及び酒精飲料の不法販売を禁止すること。
- k) 入植者に本法の規定の敬重な順守を要求すること。
- l) その管理地域内に発生する重大事件及び異状はいかなるものでも土地植民局に通知すること。
- m) 毎年の 12 月後半期に、その植民地の現状につき詳細な報告を土地植民局に提出すること。

オ 135 条 入植者と移住地管理人との間に生ずることあるべき問題は、土地植民局により解決せられ、他の方法を認めない。

オ 136 条 各植民地は、所定のロツテ内に個有の管理事務所を有しなければならない。

オ 137 条 植民地管理人は、入植者と商業、またはその他の取引を行うことを禁止される。

オ 138 条 家屋及び農地を有して定着した入植者 150 名以上のすべての国有、または私営植民地には、委員 3 名、補欠 2 名から成る経済管理委員会をおくものとする。

オ 139 条 管理委員会の委員は、土地植民局の提案により 4 年の期間、政府より任命され、その職務の執行は市町村組織法により支配さるべきものとする。

オ 140 条 家屋及び農地を有して定着した入植者 100 名以上のすべての国有、または私営植民地には、郵便局員 1 名及び戸籍登録係 1 名をおくものとする。

オ 141 条 家屋及び農地を有して定着した入植者 150 名以上のすべての国有、または私営植民地には、警察署を設置する。

オ 142 条 家屋及び農地を有して定着した入植者 200 名以上のすべての国有、または私営植民地には、治安裁判所を設置する。

12. 国境地帯における外国人の土地取得

(1) 農地法

オ2章 農地の取用について

オ30条 その境界が航行可能な河でない国境地帯に所在する土地は、生来の市民のための植民地の形成に当てられるものとする。この効力のため、私有の土地は、公益と認められ取用の適用をうけるものとする。

(2) 決議第1757号

農地法オ30条の施行細則

(1950年10月24日付)

オ1条 航行不可能の河にのぞむ国境に所在する土地は、国境線から20里(レグア)の距離迄、農地法オ30条に従い生来の市民のため及び植民地の形成にのみ当てられるものとする。

オ2条 前条に表示された条件における土地を占有する外国人で、その土地の所有者でない者は、その状態を規正するため土地植民局の土地課に出頭するものとする。

オ3条 本決議の履行のため本日から180日の期間を、これら外国人に与える。

オ4条 本決議の履行のため土地植民局を代表するチャコ地方代理人、牧畜局官吏、パラグアイ食肉会社役員及び税関総局官吏から構成される特別委員会を設定する。

オ5条 本細則の規定の不履行は、何らの賠償を行うことなく、前記地帯における国有地の占有者の即刻追出の原因となるものとする。

13. 大統領令第14,171号

(公道の両側200米の地帯における森林伐切禁止令)

1942年8月20日付

- オ1条 予め土木省の許可を得ずして共和国内の改良した、または建設した道路の中心線に並行して200米の地帯にある森林の伐切は禁止される。ただし現行の法律上の規定の適用を妨げない。
- オ2条 薪の採取のため許可された伐切の場合には、集積、積込み及びその他の操作の作業は常に当該所有地内の収用地帯外で行われるものとする。
- オ3条 本規定に違反して運搬せられた森産物は、予め告発人または逮捕人の訴えにより行われた略式裁判の報告をうけた上、土木省により没収せられ、差押えられ及び競売に付せられるものとする。
- オ4条 土木省は、適当な時機に本令の施行細則を定めるものとする。
- オ5条 本令は、土木、農務、商工の國務大臣によって刷印せられる。

14. 農地局決議第86号

(私営植民に関する一般規則)

1957年2月13日

- オ1条 植民に当てられる私有の土地は適当な位置のかつ植林地設定のため十分な面積を有する農牧生産に適するものでなければならない。
- オ2条 植民に当てられる土地は法律手続により測量せられ及び本決議に於て規定せられたところに従い、ロッテ割計画につき予め農地局の承認を得た上再区分せられるものとする。
- オ3条 農業植林地は次の3区域を包含するものとする。
a 移住用地 b 市街用地 c 共有地
移住地区
- オ4条 移住地区はブロック (manzana) に分割せられ、そして、これらのブロックは、さらに最小20ヘクタール最大200ヘクタールの面積を有するロッテ (lote) に分割せられる。
- オ5条 土地がその地面の上に20ヘクタール以下の面積に設けられた住民の畑を有して規定の最低面積のロッテに再分割することが不可能であるときは、農地局は特例として小面積の土地に分割することを許可するものとする。但し如何なる場合でも6ヘクタール以下であってはならない。
- オ6条 植民会社は農牧省のため植林地の試験農場に充てるため20ヘクタールのロッテ2区を保留するものとする。
市街地区
- オ7条 市街地区は1ヘクタールのブロックに分割せられ、各ブロックは4区 (ソラール) に分割せられる。
- オ8条 道路は最低16米の幅員を有するものとする。
- オ9条 この地区に於ては将来公共建物用地として夫々1区 (ソラール) を保留するものとする。即ち、a 警察署 b 市役所 c 治安裁判官 d 税務署 外に教会用地として1ブロック及び農園並びに運動場を付属する等学校用地として2ブロックを保留するものとする。
共有地
- オ10条 共同使用の原野として小面積の土地を充てるものとし、その面積は植民せられる土地の広さを考慮し及び植林地の10%を越えることの出来ない割合で各場合毎に農地局によって決定せられる。
- オ11条 共有原野の使用は、植民会社によって管理せられ、会社は放牧料として農地局の決定する料金率に従い料金を徴収するものとする。
- オ12条 使用に供せられる共有原野は植民会社によって予め針金をもって囲われ、会社は農

地局によって決定せられた放牧料の追加料金を徴収してその建設費用を補てんするものとする。

価格及び支払条件

- オ13条 ロツテの価格及び市街地区の価格は、農地局の全意を得て植民会社により定められる。
- オ14条 ロツテ及び市街地区の総代金は6回払に分割せられオ1回分は売買証書の署名と同時に、残金は5ケ年の等額年賦で利息を付せず支払い得るものとする。
- オ15条 賦払金の支払満期日の決定のためには収穫物販売の時期が考慮に入れられるものとする。
- オ16条 ロツテ総代金の即金払いは取得者に25%割引の恩典を与えるものとする。
- オ17条 年賦金の前払いは、取得者に、その支払った賦払金の金額に対し10%割引の恩典を与えるものとする。
- オ18条 ロツテ代金の現物による支払いは毎年農産物に対して定められる公定価額を基準としてのみ採用することを許可されるものとする。

賦払金支払の延滞

- オ19条 入植者が正当な理由なくして賦払金支払を延滞したときは、植民会社の申告により農地局の事前の承認を得て、1農業年の猶予を与えるものとし、この場合には、未払賦払金に対して年6%の利息を納入するものとする。
- オ20条 前条の場合に於て猶予期間が経過しても、入植者が負債の支払いを調整しないときは、農地局は追立を許可し、または入植者の未払債務を引き受けるために介入すべことが出来るものとし、この場合には、ロツテの処分に関し、適当とするところを決定するものとする。
- オ21条 延滞が入植者によって適時に申告せられ、かつ植民会社の介入により農地局によって正当に証明された、不可抗力の理由により生じた場合には、さらにそれ以上の期間だけ債務満了期間を延長し得るものとする。

ロツテ授与

- オ22条 ロツテは農地改革の対象者に授与せられ、ロツテの現在の占有者に優先権が与えられる。
- オ23条 植民会社は同一受益者に対し、オ4条に定められた最高面積を超過する数のロツテを授与することが出来ないものとする。
- オ24条 市街地区のロツテは農業用ロツテを取得する入植者に優先的に売却せられるものとし農地改革の適用をうけない者にも譲渡し得るものとする。その場合に於ける譲渡方法は当事者間に自由に契約せられるところによる。

森林開発

- オ25条 入植者は、そのロツテ内に存在する木材をその住居、納屋、厩等の建設または燃

料に当て、その個人的使用のため利用することが出来るものとする。並びに農業の付帯事業として、それらの木材を商業的に開発することが出来るものとし、その売上代金の50%をそのロッテ代金の支払に当てるものとする。この開発は凡ての場合に於て植民会社の介入及び農地局の許可の下に行われるものとする。

入植者の義務

オ26条 入植者はそのロッテを農業開発にのみ当てるものとし、只例外的に、かつ付帯的な形式に於て、前条に定められた条件で、その森林を開発することが出来るものとする。

オ27条 その決定的地券作製以前にロッテはオ3者に移転することも、譲渡することも出来ない。また植民会社の介入により農地局の明確な許可なくして賃貸し、または共同経営を行うことが出来ないものとし、その違反はオ20条の規定の適用をうける。

地券作成

オ28条 売買証書は入植者のため仮地券として使用せられる。

オ29条 売買証書は予め農地局の承認を得べきものとする。

オ30条 ロツテ代金金額支払後30日目に植民会社は所有移転證書を交付し、公正証書作製費用は会社の負担とする。

オ31条 オ6条及びオ9条により保留された土地は受益機関のため無償で譲与せられ、直ちに公正証書に作製せられるものとする。

植民会社の特別義務

オ32条 植民会社は植民地内に現行道路規則に従い入植者の移動及び交通のため必要な道路入植路の開設及び橋梁の建設を行う義務を有する。

オ33条 植民会社は、植民計画承認後90日の期間内に植民計画の施工工事を開始せねばならない。

オ34条 植民会社は3箇月毎にその活動の一般的経過につき農地局に報告する義務を有する。

オ35条 オ11、12、14、16、17、18、19、20、21、24、25、26、27、30、38、39条は売買証書の裏面に印刷されるものとする。

オ36条 植民会社による本決議に記載された当該義務の不履行は、違反の程度に応じて、5,000乃至50,000グラニイの罰金をもって、処罰せられ、かつ農地法の当該条項の適用をうけることがある。

総 則

オ37条 植民計画の承認ありたるときは、農地法オ115条a項に規定された免税の効力のため、不動産税務局に通知せられるものとする。

オ38条 入植者と植民会社との間に発生することあるべき問題は如何なるものでも、農地局の裁決に付されるものとするも当事者双方は最終判決のため普通裁判所に訴えることが出来るものとする。

最 終 規 則

才 39 条 農地局は、農地改革の目的の達成及び実施を可能ならしめる様、私營 植民計画を特別優先的に検討するものとする。

才 40 条 衆知及び履行のため関係者に通知せよ。

15. 決議第741号

(営植民地監督について)

1959年9月25日

才1条 土地局に対し次の事項を委任する。

- 1) すべての私営植民地について次の明細を蒐集すること。
 - a) 創設の日付
 - b) 植民地の面積
 - c) 土地取得者の数及び地券発行別案中の件数
 - d) 譲渡可能のロッテ数

植民会社と入植者との間に締結される書式の送付、及びこの書式の承認された日付、植民会社の設立証明書の送付、会社印の使用権者の姓名及び住所を明記した取締役会の名簿

- 2) 各植民地の個別ファイルを作り、その中に才1条記載の明細及び植民地の育成に関するその他の事項を明記すること。
- 3) 植民会社の費用による私営植民地の管理の監督に関する才5条f項の規定を実行するため全植民地に検査官を派遣すること。

才2条 関係者に衆知及び実行のため通知せよ。

(註) 才1条3項に記載の才5条f項とは、農地法才5条6項を指す。

16. 大農地分割法

1960年8月26日

- オ1条 1万ヘクタル以上の面積を有し、農業に適する土地は、本法に規定された比例分割制度の適用をうける。
- オ2条 農地改革院は、オ1条に包含せられる土地を指定し、分割可能の宣言を行い、その旨を地主に通知せねばならない。これら地主は通達をうけた日から90日以内にロッテ割のため及び農地法の適用を受けた者に売却するため、全面積の10%を下らない地域の保留を行なうものとする。
- オ3条 本法に従い、行なわれる分筆ロッテの面積は、20ヘクタル以下200ヘクタル以上であってはならない。また農地法の適用をうける者及び10ヘクタル以下を所有する農業者に限り、これを購入することが出来るものとする。
- オ4条 希望者は、地券作製手続中の土地の占有者でないことを証明する農地改革院の証憑書及び農地の所有者でないこと。または所有者であっても、前条後段に規定された条件の内にある者であることを証明する不動産登記所の証明書を提出するものとする。
- オ5条 農地改革院は分割地区の測量、境界決定及び測標設置につき、あらゆる便宜を供与するものとする。地主は、ロッテ割した土地の価格に前記名目で、農地改革院が国有地のロッテ割に同様の名目で支払う金額迄以上を付加出来ないものとする。
- オ6条 本法により、ロッテ割した土地の売却を行なう以前に農地改革院は施行された測量及びロッテ割作業を承認するものとする。その効力のため、地主は図面、計算表及び土地売却契約案を提出するものとする。
- オ7条 5,000ヘクタル迄の土地の分割は、ロッテ20ヘクタル乃至50ヘクタルのロッテとする。地主が、これ以上広大な面積のロッテ割を行なわねばならない場合には、1地域以上のロッテ割を同時に行なうことが出来る。その場合、総面積はその半分は前記面積単位のロッテで、他の半分は200ヘクタル単位のロッテでロッテ割を行なうことが出来る。
- オ8条 地主から農地改革院に申請があつたときは、政府は人口部落から隔離するにより、交通路の欠除により、ロッテの取得権ある者のないことが証明されたにより、無用の費用の出資を来たすが如き土地に関し、本法の効力の1部、または全部の停止を発令することが出来るものとする。
- この停止は、農地改革院の植民計画に従い、または地主自身の要求により、または関心が生じたにより、本法の目的の履行が要求せられるに従い、全部または1部解除せられるものとする。
- オ9条 本法に従い分割せられる土地の価格は、当国の各地方に存在する国有地の売却に定

められたと同様のものとし、地主の支払った測量、境界決定及び測標設定の費用をその割合に応じ、包含すべきものとする。これらの価格は、ケース毎に農地改革院により承認せられるものとする。

オ10条 いかなる場合でも、農地改革院の介入なくして、本法規定の地域内においてロッテの個人売買を契約することが出来ない。本法により、締結せられる契約には、最低5箇年の期限を定めるものとする。

オ11条 本法の制度の適用をうけるロッテの支払は年賦払いとする。この支払いが全部即金払いで行なわれる場合には、買手は最低15%値引の恩典をうける。

オ12条 年賦払いの規間は、売買契約締結の日より開始する満期以前に最低3箇月の前払いでその賦払金の支払いを行なう買手は、各場合に10%割引の恩典をうける。買手が売買契約締結の際、オ1回年賦金を前払いするときは、ロッテ所有権の譲渡をうける権利を有するものとし、この場合、残金支払いの保証として、そのロッテを抵当に差出さねばならない。

オ13条 引続き2回の年賦金の支払いを怠るときは、売手に当該法律手続をとるの権利を与えるものとする。

オ14条 本法の履行を怠る地主は、ロッテ割すべき土地の面積に該当する国有地の地代の30%に相当する罰金を支払うものとする。再犯の場合には、国有地地代の50%迄累進的罰金を課するものとする。罰金の名目で徴収される金額は、農地改革院の収入となる。

オ15条 本法に従い、ロッテを取得し、所有権の譲渡をうけた買手は、当該契約に定められた年賦金の支払いが行なわれる期間中、地租の支払いを免除される。各場合に、農地改革院は免税を認める証明書を発行するものとする。

地主も亦本法の適用をうける部分の土地に対し、地租の支払いを免除される。

オ16条 牧野として使用される高地は、農業に適する条件を具備していても、その牧野の広さ及びその広さに比例する牧畜収容力の割合に応じ、本法規定の適用から除外される。

同様に、同一の土地に属する牧野に突出した地面及び高所は、その全域に亘り免税される。

オ17条 行政部に通知せよ。

17. 決議第98号

(日本移民400家族入国承認)

1957年2月18日

- オ1条 日本国政府の保証の下に日本海外移住振興株式会社より提出された。日本人移住及び植民計画を承認する。
- オ2条 35家族の段階的グループで日本人400家族の入国を許可すること、植民会社は集団の選択監督を確保するため各集団の完全な名簿を本局の調査及承認のため予め提出すべきものとする。
- オ3条 農地局はケース毎に移住法規に定められた免除の許与に関し最大の優先をもって審議するものとする。
- オ4条 農地局は農地改革法の規定に従い、日本海外移住振興株式会社の移住及び植民事業の監督を行なうものとする。
- オ5条 関係者へ通知し、その施行を命ずる。

18. 法令第 13,635 号

(産 業 協 同 組 合 法)

1942年7月18日

- オ 1 条 本法令に従って組織される協同組合とは、専ら、または優先的に農牧活動、または一般製加工業に従事する人々の団体である。この組合は、組合員間の権利の絶対平等主義により、その構成員及び共同体の社会及び経済的向上、組合と行なう取引における各組合員の参加の割合に応じ、その利益の分配及び社会保障及び援助の事業に、その収益の一部の充當を目的とするものである。
- オ 2 条 生産協同組合は、次の様式の下に組織されるべきものとする。
- a) 組合員の数は、不定かつ無制限とし、7人を最小限とする。
 - b) 組合員の権利及び義務は絶対平等なること。
 - c) その持分資本の価格迄、組合員は、有限責任を有すること。
 - d) 資本を無制限とし及び組合存続期間を不確定とすること
 - e) その有する株券の数にかかわらず、総会における各組合員の権利は、唯一票のみとする。
 - f) 組合と行なう取引に応じて組合員間に収益の比例分配を行なうこと。
 - g) 事業地域の設定
- オ 3 条 生産協同組合の認可のためには、農商工省所属の協同組合局に次の書類を提出するものとする。
- a) 定款が承認せられた創立組合員の会議議事録 2 通に、定款写を添付する。
 - b) その国籍、住所、職業、身分、各組合員の申込株券の数及び払込み金額を明示した組合員名簿
 - c) 募集株券の 20 分の 1 をパラグアイ銀行に預金したことの証明書
- オ 4 章 創立組合員は、その認可のため協同組合局の行う注意に従い不備の点を匡正し、改めて総会に附議しなければならないものとする。
- オ 5 条 協同組合の認可は、予め協同組合局の裁決を経て農商工省の決議により行なわれるものとする。
- オ 6 条 組合の認可後議事録及び定款 1 通は、その認可及登録の注記を付して関係者に返還し、協同組合局は、登録の証拠書類として他の 1 通を保存する。登録の証明は、5 日間首府の新聞に公示される。
- オ 7 条 定款には次の事項を記載せねばならない。
- a) その目的に適した組合の名称、住所及び 1 年を越えることの出来ない営業年度の期間

- b) 組合の目的、その行なわんとする事業を明確にする
- c) 組合資本を構成及び増額する形式、株券の価格、株券の払込み方式及び各組合員の持たねばならない株券の最低数
- d) 組合の事業地域
- e) 組合員の入会、除名及び自発的脱会の要件、組合員は男子は18才以上、女子は成年者であり、共に農業及び農加工業に従事している者でなければならない
- f) 組合の解散及び清算のための規定
- g) 組合員の権利及び義務、組合員間には絶対平等を保証せねばならない
- h) 営業がどのようにして運営され及び管理されるか、その方法、当該機関及び権限を定めること
- i) 利益金の10%を基礎とする準備金及び同益金の10%を基礎とする社会保障金の設定
- j) 組合員間に利益金分配の方式
- k) 総会の召集、運営及び会議の方法及びその決議が有効なるために要求される多数
- l) 政治、宗教問題を取扱うこと及びその目的のためその資金を使用することを明確に禁止すること
- m) 死亡、除名または脱会組合員の株券及びその該当する準備金の支払方法
- n) 定款の変更または改正
- o) 組合の資産及び資金を取扱うべき事務員または組合員による十分な保証金の提供、その承認は協同組合局が行うものとする
- p) その他、協同組合局、または総会が記載することを適当と考える他の要件、但し本法令の規定に違反しない場合に限る

オ8条 組合定款の変更の場合には、組合の認可のため定められた手続を改めて行うべきものとする。

オ9条 協同組合の結成及び創立に便宜を与えるため、協同組合局は、本法令の規定及び当該細則に基いた定款ひな型を作成し、関係者の必要とするあらゆる情報及び説明を与えるものとする。

オ10条 協同組合は、半年毎即ち1月及び7月に、オ3条b項に記載された記述を付して、前半年間に現在の完全な組合員名簿を協同組合局に提出するものとする。

オ11条 協同組合は、次のことを禁止される。

- a) その事業地域外に代理人または支店をおくこと、ただし組合業務のため設置した建物はこの性格を有するものとみなされない。
- b) 創立組合員、理事のため特別便宜、または特権、または組合資本金に対し、何らかの優先権、または利益金に対する特定割合制を設けること。
- c) 新規加入者に対し準備金に対する補償及び資産の評価増の名目で入会金を増加する

こと。

d) 商業的性格の法人、または民事団体を組合員として加入を許すこと。

e) 組合員の加入のため、宗教、政治、または人種上の条件を定めること。

オ12条 死亡組合員の未成年の子女は、組合が、その父に与えていたと同様の便宜と特権を引続き受けるものとする。ただしその法定代理人は、発言権も投票権もなく、また選挙による職務につくことが出来ないものとする。後見解除の成年に達したとき、脱会または引続き組合に留るや否やを選択するものとする。

オ13条 死亡組合員の債権者は株券の額面価格迄権利を有し、その利益には及ばないものとする。組合の事業区域内に居住し、農業を営む相続人が存在しないときは、これら株券は予め予備金編入のためその額面価格から20%を割引いて交付すべきものとする。

オ14条 脱会または除名組合員は、準備金または組合資本金の評価増に対して権利を有せずして、その権利は株券の価格迄に限るものとする。

オ15条 準備金は、組合の不測の損失を補填するために当てられるものとし、かかる性質により他の使途に当てることが出来ないものとする。

オ16条 協同組合は、有限責任の団体であつて、組合員は、その持分資本の金額迄責任を有するものとする。

オ17条 協同組合は、総会理事会及び監事会により運営せられるものとする。

オ18条 総会を最高機関とし、その決議は組合を束縛し、理事会及び監事会の年間貸借対照表及び営業報告書は、その承認に付せられるべきものとする。

オ19条 総会は、8日の予告で理事会により召集せらるべきものとし、各組合の定款に示された形式により運営せられるものとする。

オ20条 理事会は総会の執行機関とし、組合の法定代理権を有し、必要と考える保証金を要求して、1人またはそれ以上の支配人、または事務員を任命することが出来るものとする。

オ21条 監事会は、組合の一切の活動の監督を行ない、検査後3日以内に一切の理事会の決議の再考を請求し得ることが出来るものとする。理事会は、その決定を執行することが出来るものとするも、特に召集せられる総会の承認を求めものとする。

オ22条 総会は、定款に定められた期日に、または、前条に予測された事態が発生した時、理事会により召集せられるものとする。理事会が拒否する場合には監事会が、そしてそれを欠くときは、組合員の20%がこれを行なうことが出来るものとする。

オ23条 理事会及び監事会役員の権能及び選挙の方式は、本法令の細則に明記せられ及び組合定款に明示さるべきものとする。

オ24条 協同組合は、組合員名簿と称する原簿を具えるべきものとし、同原簿中に、各組合員の完全な姓名、年令、身分、国籍、職業、住所、登録株券の枚、加入の日付、脱会、または除名及び署名を記載するものとする。

オ25条 この帳簿の外、次のものを具えることは義務的とする。

資産表、手紙復写器及び議事録、これら書類は有権官憲によって認証せられ、捺印せられかつ丁付されねばならない。

オ26条 同じ性質の目的を行なう、2つまたはそれ以上の協同組合は、適用出来る範囲内において、本法の規定一切を、その定款中にとり入れ、連合会に結成することが出来るものとする。ただし同種のまたは同じタイプの協同組合でない他の団体を加入せしめることは禁止される。

オ27条 連合会は、次のことを目的とする。

- a) 便益を取得し及び共通の利益を擁護するため共同事業を組織すること。
- b) 一つの加盟組合に属する組合員の他の加盟組合への移籍に便宜を計ること。
- c) 特特別の場合に、一つの加盟組合の組合員が、他の加盟組合の施設を利用することを許すこと
- d) 加盟組合の技術援助、検査及び各種の手続実行の機関、施設を維持すること。
- e) 官庁に対し、加盟組合を代表し及び後見すること。

オ28条 連合会は、前条規定の目的のため各種類の連合会から構成される同盟を結成することが出来るものとする。

オ29条 かかる連合会及び同盟においては、加盟組合の代表者は、当該組合による応募株券の数如何にかかわらず、各自一票のみを有するものとする。

オ30条 代表の数は、各組合の組合員数に比例するものとする。

オ31条 公に認可された協同組合は、組合事業、帳簿及び組合の収益（所得税）に課せられる市町村及び国税の免除をうけるものとする。同様に、組合の独占的使用のため導入を必要とする製品、機械または器具は、国内で生産せられないときに限り輸入税の免除をうけるものとする。

オ32条 協同組合局は、その代表者、または検査官を通じ、総会に出席するの権利を有し、同官らは、総会が法律及び定款に従って行なわれたか否かを承認し、その場合には、その責任の下に議事録に署名するものとする。全代表は発言権のみを有し、総会の決議により総会を司会することが出来るものとする。

オ33条 組合の清算の場合には、予め一切の組合の負債を支払った上、準備金は、本法によって設立される農業銀行内協同組合助成金庫に当てらるべきものとする。

オ34条 既存の及び将来創立される協同組合に特に財政援助の貸付を行なうため、パラグアイ農業銀行内に協同組合助成金庫を設置し、その基金は次の資金をもって構成されるものとする。

- a) 創立資金として農業銀行の支出する金額
- b) これら貸付に対して定められた利息
- c) 組合により指定された金庫への割当金
- d) 組合に課せられた罰金より生ずる資金

e) 本法令才33条により充当される金額

f) この目的に充当し得る他の資金

才35条 組合助成金庫は、貸付契約の公正証書作成のため特別帳簿を具え、その真正な写は協同組合局に登録すべきものとする。

全契約においては特に協同組合局による全貸付金の投資及び組合の経済的發展を検査し及び監督するの権利を規定すべきものとする。

才36条 農商工省内に協同組合局を設置し、その任務は、全国における協同組合を奨励し、組織し、認可し及び監督するものとする。

才37条 協同組合局は、本法令により認められた産業組合の各種の型につき規定するものとする。

才38条 協同組合局は、協同組合特別登録簿を具え、その中に議事録、定款、変更、取消及びその認可を記載するものとする。

才39条 協同組合局は、次の職務を遂行するものとする。

a) すべての農業協同組合、農業及び社会協力の経済団体及び準協同組合の創立、登録、運営、援助、検査及び監督につき、これら団体を統制すること。

b) 経済及び組合主義と法的及び理論的關係を有する法律及び細則案、指令、定款、質問書、方式、計画及びその他一切を作製すること。

c) 農業協同組合の定款及びそれに附随するその他の様式について理論的及び法的見解を發表し及び場合に依りこれを承認すること。

d) 協同組合主義の普及のためあらゆる宣伝工作を実施すること。

e) 組合より融資申請があった場合には、これを援助し及び意見を述べること。

f) 現行の協同組合制度に違反する場合には、組合に通達すること。

g) 協同組合の完全な發達を確保する様、定款、議事録、簿記記帳の方法、營業及び組合管理のみな型を作製し、協同組合主義の実行に関するすべての問題を研究すること。

h) 代理人、検査官を通じて運営を監督し及び協同組合助成金庫の援助をうける組合の經理を特に指導すること。

i) 国内の組合運動に関する統計表を作成し、経営指導及び個人のため有益な経済財政職業上の指数、組合員の移動及び商取引を明確にすること。

j) 結成された協同組合を登録し及び組合の法人格取得手續を担当すること。

k) 登録された組合の經理状態につき報道事務を行なうこと。

l) 経済統計局と協力して、地図、グラフ、統計表及び産業組合主義との關連において國家の経済状勢及び發展の認識に役立つ一切の資料の作成

m) 宣伝機關、専門図書館を組織し及び協同組合制度のよりよい了解のため必要な小学校用教科書及びその他の技術的材料を調製すること。

才40条 共和国銀行及びパラグアイ農業銀行は、本法令に従って結成され、正当に認可され

た協同組合と取引を行なう権能を有する。

才41条 政府は、本法令の施行細則を規定する。

才42条 通知、公布を命ずる。

19. 地租免税法規技率

(1) 農地法（1940年2月29日） 才8章 私营植民地

才115条 私营植民地は次の特典を享受する。

- (a) 植民地の測量再区分及び開設の承認ありたる日より算えて、5箇年間植民の目的に供せられる土地の地租の免除
- (b) 植民のため必要な一切の機具の無税導入

(2) 農地局決議才86号 私营植民に関する一般規則（1957年2月13日）

総則

才37条 植民計画の承認ありたるときは、農地法才115条a項に規定された免税の効力のため、不動産税務局に通知せられるものとする。

(3) 法令才51号 不動産税規則（1952年12月24日）

才2章 税の決定

才6条（不動産税率） 不動産税率は、不動産の公式査定価格の、または不動産課税金額の10 0/100と定める。（1,000分の10）

才3章 免税

才17条（一時免税） 次のものは、才14条及び才15条に記載された税金の支払を一時免除される。

c 農地局の監督の下に植民せられるロッテ、または地区

才18条（一時免税に関する特別規則） 前条c及びf項に記載された免税は決定的に5ヶ年間与えられる。

20. 放牧取締

(農業法典 (抜萃))

1931年9月30日付法律才1248号

才II冊 牧 畜

才1章 総 則

才101条 牧畜業を行う放牧原野の凡ての持主は、本法律の発効後、5年以内に必要地区を鉄線て囲む義務がある。その違反は地租に10%の附加税賦課をもって罰せられる。

才6章 侵入家畜及び迷い込み家畜

才158条 その畑地より、その隣接地主に属する動物を引出さんとする土地所有者は、それを引出すよう、隣接地主に通告するものとする。10日経過しても引取らないときは、地方判事にこれを引渡し受取を徴するものとする。

才159条 判事は動物を責任ある者の手に之を委託し、同人は動物を飼育管理し牛、馬1頭につき1ヶ月5ペソ、羊、山羊1頭につき1ヶ月2ペソの代償を徴収するものとする。同条件の下に於ては、受託者として動物の所在する畑の地主を選択せねばならない。

才160条 判事は、所有者の知れた場合、動物の所有者に直ちに之を通知し、また所有者不明のときは、関係者が出頭し、それを請求する様30日間刻印牛馬のマークを表示して、公道に告示を貼付するものとする。

才III冊 農 業

単章 農業の一般規則及び保護規則

才310条 農業地帯に於ては、土地所有農夫に対し、その畑地を囲む義務を免除する。但し畑地の境界線を完全にし、測標を建てる義務は免除しない。

才315条 囲われていると否とにかかわらず耕作中の農園に侵入する動物1頭につき、農園所有者はその生じた損害に相当する賠償とは別に100ペソを徴収する権利を有する。損害額は鑑定裁判により決定され上告を許さない。

21. (1) 法律第514号(メノニタ植民法)

オ1条 植民会社の構成員として当国に到着するメノニタと呼ばれる団体の団員及びその子孫は、次の権利及び特権を享受する。

- (1) 何らの制限なく、自由にその宗教及び信仰を行うこと、かつその結果として、宣誓の代りに裁判官に対し単に「然り」または「否」の応答により証言をなすこと及び戦闘員または非戦闘員として平時及び戦時に兵役の義務から免除されること。
- (2) 学校及び教育施設を建設し、管理し及び維持すること及び何らの制限なく、その宗教及びその言語ドイツ語を教授し及び学習すること。
- (3) 遺産及び特に未亡人及び孤児に属する財産を「Waisenant」と称せられる特別信託制度及び何らの制限なく団体固有の規則に従い管理すること。
- (4) 植民地内に設定せられる相互火災保険を管理すること。

オ2条 メノニタ植民地に所属する土地から5杆以内にある地帯に於て酒精及び醱酎を來す飲料の販売を禁止する。但し同植民地の当該官憲が政府に販売の許可を求め、政府が之を許可した場合を除く。

オ3条 メノニタ植民地に対して、オ1回の入植者到着の日より数えて10年間次の免税を許与する。

- (1) 家具、機械、工具、薬品、種子、動物、器具及びその他一般に植民地の建設及び開発のため必要な一切の物件の自由導入。
- (2) 一切の種類別の国税及び市税の免除

オ4条 既存の、または将来制定せられる移民法またはその他の種類の法律は、いかなるものでも、年齢、肉体的または精神的無能力の理由によりメノニタ移住者の入国を妨げることが出来ない。

オ5条 オ1条オ3項に関する特権は、その固有の財産を管理することの資格ある者の権利を阻害しないものと解決すべきである。無資格に対しては、その者がメノニタ植民地に属する事実が立証せられたときは、裁判官は、当該信託機関を無資格者の後見人または財産管理人として指名するものとする。上記後見または財産管理は、上記信託機関の規則によって行われる。

オ6条 メノニタ植民担当の植民会社、または入植者の認めた当局は、次の事項を政府に通知すべきものとする。

- (1) メノニタ教徒の植民に当てられる土地について、所在地、面積及びその境界線を表示すること。
- (2) 植民地を代表する者、または団体
- (3) 職会の承認を得るため信託機関(Waisenant)の名称、事務当局及び規則。

オ 7 条 本法律によって与えられる特権及び免除は、個別的に入国するメノニタ教団の信徒にも適用されるものとする。但し同教団の事務当局によりメノニタ教徒たることの資格及びオ 6 条記載の植民会社の構成員たることを証明したときに限る。

オ 8 条 行政部に通知せよ。

1921年7月26日 アスンシオンにて

(2) 法律第 914 号

(法律第 514 号の恩典を拡大する)

1927年8月29日公布

オ 1 条 1921年7月26日付法律オ 514号によりメノニタ宗教団員及びその子孫に与えられた権利、特権及び恩典は、次の者にも及ぶものとする。

(1) コロノの資格で、自己の負担によりまたはオ三者の負担により、団体でチャコに定着するあらゆる非戦闘員団員及びその子孫

(2) 前項記載と同条件で、チャコに定着のため入国する米国または欧州から出発するその他のあらゆる宗教団体の団員、他し全法オ 1 条オ 1 項の最後の部分、即ち平時または戦時に於て、戦闘員または非戦闘員としてのコロノの兵役免除を宣言した項を除く。

オ 2 条 植民にのみ当てられる土地に関し、チャコに於ける植民会社への私有不動産の移転並びに植民会社からコロノへの土地所有権移転は 10 年間印紙税を免除される。

オ 3 条 行政部へ通知せよ。

2.2. アルト・パラナ県に於ける植民計画 (IRA)

植民の場所として選定せられた土地は、その植物分布と、その土地の肥沃さにより、最も肥沃な土地の一つに位置している。コロネル、オビエド及びブレンデンテ・ストロエスネル間の国際ルート16 軒から50 軒に於て、前面34 軒、両側夫々10 軒の奥行に位置する本植民地は、68,000ヘクタルの面積を有し、その植民計画は、次の通りである。

ロッテの面積及びその分譲方法

1. 本植民地は、添付の図面の通り幹線及び補助道路によって区分された干地面に再区分される。ルート上33 軒におかれる植民地センターには、市街地として100ヘクタル及び共有地として、かつ将来部落拡張用地として300ヘクタルの地面が留保される。
2. 各ロッテは約50ヘクタルの面積を有し、前面500米、奥行1000米とする。これらのロッテは如何なる場合でも再分を許さない。
3. 各農家に分譲されるロッテの最大数は4ロッテとし、正面に2ロッテをとることが出来ず4ロッテは奥地に向ってとるべきものとする。

市 街 地

市街地は、ルート33 軒にそのセンターをおき、外側各々1 軒の正方形とする。道路によりブロック(マンサーナ)に再区分され、各ブロックは、4ソラールに再分される。

準 備 工 事

本計画実施のためには、次の事項を必要とする。

1. 植民地に当てられる土地を測量し及びロッテ割すること、ルート線上にあるロッテ並びに市街地及び共有地に当てられる地面の境界確定より開始すること。
2. 各ロッテに於て、最少2ヘクタルの山地開墾を行わねばならない。この作業は、予め当該場所を指定して農務省附属の農業機械化サービス団により実行することが出来る。
3. 適当な場所に試験農場及びボに当てられる2ロッテを保留すること。本ロッテに於ては、出来るだけ早く、その使命を達成出来る機準備作業を開使せねばならない。
4. 各ロッテに於て、別添図面に従いコロノ用木造バンガロー1軒を建築すること。

市 街 地

市街地に於ては直ちに次の作業を行わねばならない。

1. 植民地管理のため適当な家屋を建設すること。
2. 学校を建築すること。

3. その他の公共建築物敷地のためロッテを保留すること。
4. 製材所を設置し、開墾及び道路開さく作業が開始され次才移動を開始すること。

人 的 要 素

植民地の繁栄は、その土地の天恵及びそのすぐれた位置ばかりでなく、特にそこに入植する移住者の質によることが多い、従って入植者を厳選せねばならないことは、われわれの意見である。そのため次の事項を勧告する。

1. 入植を希望する帰国パラグアイ人移住者及び外国人移住者の登記所を開設し、予め調製する質問要領に従い一切のデータを入力すること。そのためには、ブラジル及びアルゼンチンの国境地帯に於て適当な宣伝を行わねばならない。
2. 各農村に於て、優秀な内国人農夫を選抜し、新植民地に、その家族とともに移転せしめること。その選抜は地方官憲の推せんにより農務省が行うことが出来るものとする。
3. 厳選の上、外国移住者の編入を許可すること。但し内国人コロノと混植せねばならない。

資 金

案地外の、植民地造成のため施行せねばならない諸工事費を見込まねばならない。そのため、政府は十分なクレジットを承認せねばならない。その総額は、先づ開墾、家屋建築及びその他の工事の費用に関する詳細を入手したのち概括的に算出されねばならない。現在開発されていない当国の最も富んだ地帯の一つである。この広大な地帯を、米州の他地域に於ける食糧不足を緩和するに貢献する一切の原料及び消費物費の生産地方たる、経済的大中心地に変貌するという崇高目的に鑑み、政府はこの大事業着手のため金融的支持を求むべきであると考え。費用の回収、または契約された場合借款の償還のため、政府は先づオーに国際ルートに横断する土地に、その両側 20 軒の範囲内に於て税金を創設すべきである。

この税金は理論上十分に正当なものである。何となれば、それはルート建設により計り知れない利益をうける地主が支払わねばならない正当な奉任に外ならないからであるしその外収入源としては、開墾及び道路より生じた木材の売却代金を考慮に入れることが出来る。これらは大いに上記工事の要求する費用を賄うに役立つものである。

土 地 の 代 金

土地収用代金は、買地法の規定により決定せられる。借款より生ずる金額を利用して、当該補償の支払いは、地主に期金でなすべきである。もし、そうでないときは、コロナより徴収するロッテ売却代金を使用して年賦で行うべきである。

ロ ッ テ の 価 格

ロッテ価格は、土地の収用価格を考慮し、之に一切のその他の費用を加算せねばならない。

7年の年賦払いとし、才1回は才3年目より支払いを開始する。前納する者は20%の割引を受ける。

移住者の最少限義務

1ロッテまたはそれ以上のロッテの分譲を受けるコロノは、その土地の占有後、7年自迄に少くとも分譲地面の5%を耕作せねばならない。ロッテ内の森林富源の開発は、地帯内の森林富源を保存するため土地局の許可を得て、及び全局の指令に従って行われるものとし、道路に面する前面に於て少くとも2.5米の幅の処女林地帯を残すべきである。その違反は、罰金刑をもって処罰される。コロノは、道路及び橋梁を良好な状態に維持する義務を有する。

技術及び金融援助

コロノは、その発展のため農業復興金庫より援助されねばならない。農務省は、各コロノに対し、最低耕作計画を樹立せねばならない。国内部落から移動さるべきコロノの輸送は、内務省及び国防省の協力を得て行うことが出来る。

ロッテの法則

土地所有権は、ロッテ代金を全額支払い、かつ一部の法律上の要件を充たした者に与えられる。

占有権及び所有権は、最初の10年間は、土地局の許可を得て及び農地法の規定に従つてのみ譲渡することが出来る。全期間経過後は、ロッテを自由に処分することが出来る。但し全1人が500ヘクタル以上の面積の地主となることが出来ないとの制限が付けられてある。

生産物の貯蔵及び保存

農産物の貯蔵及び保存用として、ブレンデンス・ストロエスネル港にサイロの建設を必要と考える。このサイロは、重要な機能を發揮するもので、アルトパラナ全地帯に対するその恩恵は計り知れないものがある。サイロは最初の家族定着後、24ヶ月迄に完了さるべきである。

植民地の管理

管理は、経験ある農業技師に委託すべきものとし、全人は、作業の監督及び指導のため、工事当初より植民地に常駐すべきである。暫定的にブレンデント・ストロエスネル港に滞在することが出来る。外にその任務としては、農務省の指示に従い試験農場及び苗圃の組織を有する。管理人の権限は植民地の最良の発展に必要な程度の十分広汎なものである様注意深く定められねばならない。

本 計 画 の 開 始

1. 通例の手續に従い、土地収用を発令すること。
2. ルート沿線のロッテ及び市街地より着手して、直ちに分筆を行うこと。そのため、陸軍測量部の協力を求めること。今から書面を提出して全部の部合及び作業実施の条件を問合せること。
3. ロッテ確定に従い、実行出来る様、開墾作業に対し農務省の協力を求めること。
4. 市街地に製材所設置及びコロノ用住宅建築のため直ちに入札を行うこと。
5. ブラジル及びアルゼンチン国境附近に於て、内国人の帰国及び奥地部落より移動さるべき者の再配置のため宣伝を開始すること。
6. 農民または農村職工を厳選して、移住者送出国（ドイツ、オーストリア、イタリア等）に於て適当な宣伝を直ちに開始すること。

本 計 画 の 実 施

本計画は、大統領令により承認せられ、その実施のために必要な金額が許可されねばならない。

本 計 画 の 段 階 的 発 展

本計画を実行可能なるものとならしめるには、上述の方法により、ルート線上にあるロッテのロッテ割から始めて、次いで奥地に向つて続行し、道路の開さく及び必要な橋梁建設に及ぶべきものとする。即刻開始する計画の中には、才1年目に於て、本年末に準備出来る様その凡ての改良と便益とを具えた100ロッテの整地が予定される。これによつて、最初の移住パイオニヤーが、その頃にロッテ内に入植し、支障なくその活動を開始することが出来る様にするべきである。其後は、その有する経済的可能性（資金）に従い、植民地の範囲を拡大して行くべきである。

植 民 地 の 名 称

新植民地に、わが大統領ブレンデンテ・ストロエスネルの名称を冠することについては、何人も異議がないであらう。

23. 日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の移住協定

日本国政府及びパラグアイ共和国政府は、

両国民の間の友好関係を一層緊密にすることを希望し、及びパラグアイへの日本人の移住が両国に与える利益にかんがみ、その移住を促進することが相互の利益であることを確信し、

次のとおり協定した。

オ1条

1. この協定によってパラグアイへの入国が認められる日本人移住者（以下「日本人移住者」という。）の数は、この協定の効力発生の日から30年の期間において、年令のいかんを問わず8万5千人（85,000人）とする。
2. 日本人移住者は、3千5百人を最大限度とするはほぼ均等の年間割当によりパラグアイに入国するものとする。日本人移住者の基準年間割当（2,833—4人）の一部又は全部が送出されなかったときは、その割当の残余は、最大限度が定められている前記の年間割当とは別に、次年度以降において使用することができる。

オ2条

1. この協定の目的を達成するため、日本・パラグアイ移住混合委員会（以下「混合委員会」という。）をアスンシオン市に設置する。
2. 混合委員会は、各政府がそれぞれ3人ずつ指名する6人の委員で構成される。
3. 混合委員会の主たる目的は、この協定に基く移住に関する5年ごとの基本計画（日本人移住者の種類、移住地及び定着の方法に関する計画を含む。）を作成すること及び日本人移住者に関する他のすべての問題を協議することとする。

オ3条 日本人移住者の選考は、混合委員会が作成して両政府が承認した基準に従い、日本国政府又はその指定する移住取扱団体が行う。ただし、パラグアイ共和国政府は、必要と認めるときは、このために任命された代表者を通じて選考に参加することができる。

オ4条

1. パラグアイ共和国政府は、混合委員会が作成して両政府が承認した移住に関する5年ごとの基本計画の実施のため、日本国政府又はその指定する移住取扱団体が日本人移住者の入植に必要な土地（私有地であると国有地であるとを問わない。）を購入するに当り、法令の範囲内であらゆる便宜を与えるものとする。
2. 購入する土地の面積は、一家族当たり約50ヘクタールとして計算する。

オ5条

1. パラグアイ共和国政府は、日本人移住者の自用品及び日本人移住者がその職業に応じて携行するすべての機械、器具及び用具につき、関税その他輸入品に対し課せられるすべての税金及び課徴金を免除する。

2. パラグアイ共和国政府は、さらに、日本国政府又はその指定する移住取扱団体が、パラグアイ共和国政府と事前に協議した上で、日本人移住者の使用又は移住地における使用のため、すべての機械、器具（トラクター、ブルドーザー、トラック及びジープを含む。）を、オ三者に販売しないという保証の下に、関税その他輸入品に対し課せられるすべての税金及び課徴金の免除を受けて自己の負担で導入することを許可する。

オ6条 日本人移住者は、入国、居住、営業、課税、課徴金その他すべての事項に関して、オ三国の移住者より不利でない待遇を与えられる。

オ7条 パラグアイ共和国政府は、日本人移住者に対し、同政府の技術機関を通じて耕作に必要な技術援助を与えることを約束する。

オ8条 パラグアイ共和国政府は、移住地内の日本人移住者のため、パラグアイ人の有資格者のいない間、日本人移住者が日本国の法令に従って認められた資格を有するときは、それらの者が医師、歯科医師、薬剤師、助産婦又は看護人の職業に従事することを認める。もっとも、これらの職業は、常にパラグアイ共和国の法令に従って遂行されるものと了解される。

オ9条

1. この協定に基く移住により形成された日本人農業移住地は、現行の規則に従ってパラグアイ共和国の教育制度を遵守し、かつ、可能なときからスペイン語で教育を行うことを条件として、私立日本人学校を設けることができる。

2. パラグアイ共和国政府は、前記の学校に対し、教員の派遣その他の可能な援助を与えるものとする。

オ10条 この協定の解釈上若しくは実施上の意見の相違又は混合委員会における意見の相違は、すべて両政府間で外交上の経路を通じて解決するものとする。

オ11条 この協定は、パラグアイ共和国の憲法上の規定に従ってこの協定が批准された旨の通告を外交上の経路を通じて日本国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、正当に委任された日本国政府及びパラグアイ共和国政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十九年10月19日にアスンシオン市で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本番2通を作成した。

日本国政府のために

パラグアイ共和国政府のために

24. 日パ移住混合委員会規則

- オ1条 日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の移住協定によって設けられた混合委員会は、アスンシオン市に本部を置き外務省で開催されるものとする。
- オ2条 混合委員会は、当該協定の定める所に従い、次の事項をその目的とする。
- a 移住に関する5年毎の基本計画を策定すること。
 - b 日本人移住者の種類に関する案を作成すること。
 - c 植民に関する5年毎の基本計画を策定すること。
 - d 日本人移住者が定着すべき国内の諸地区について提案を行なうこと。
 - e 植民計画を実施するため必要な諸方策を勧告すること。
 - f パラグアイへの日本人移住、移住地における定着及び移住地の発展を容易にするための他の凡ゆる方法をそれぞれの政府に勧告すること。
- オ3条 オ2条に規定する凡ゆる計画及び案は、双方の委員長より選滞することなくそれぞれの政府の承認を求めるものとする。
- オ4条 混合委員会は、毎月1度通常会議を、双方の委員長よりの要請によってその都度特別会議を開催するものとする。
- 通常会議は各月の最初の火曜日の午後3時30分より開催する。
- 双方の委員より2名が出席して開かれる会議においては多数制議決方法を採用する。
- オ5条 混合委員会の双方の委員長は、討議事項について解決方法を見出すための努力を払うものとし、解決に達しない場合においては、外交上の経路を通じての解決を計るためそれぞれの政府に通告する。
- オ6条 委員会に付議されるべき討議事項は、会議1週間前に書面を以て通告するものとするが、この期間は会議が至急開催される場合は短縮することができる。
- オ7条 会議で行なわれたすべてのことはこれを議事録に採録する。議事録は2部作成し、双方の委員が一部ずつ保有するものとする。
- オ8条 パラグアイ側委員長は、委員会を招集し、会議における討議を進行させるための議長となる。
- オ9条 双方の委員はそれぞれの書記を指名し、パラグアイ側委員の書記が混合委員会の書記となる。
- オ10条 双方の委員は、各自の側の顧問の資格でオ3者の意見を徴し、同人の委員会への出席を求めることができる。

25. 船舶借款に関する交換公文

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、かねてからパラグアイ共和国政府がパラグアイ共和国の国立商船隊のための汗川用船舶の購入のため要請している借款に関し、日本国政府が、両国間の友好関係にかんがみ、次の諸条項に合致する借款の供与を関係法令の範囲内で容易にし、かつ、促進するものであることを通報する光栄を有します。

(1) 借款は、日本輸出入銀行がパラグアイ共和国政府に対して供与する。

(a) 貸付の限度額は、現在において380万アメリカ合衆国ドル(3,800,000ドル)に換算される金額に相当する30億6千8百万円(1,368,000,000円)とする。

(b) 利率、期限等の貸付の条件及び貸付に関するその他の細目は、日本輸出入銀行とパラグアイ政府との間で取りきめるものとする。

もっとも、利率は、国際復興開発銀行の通常金利を基準として決定され、償還の期限は、据置期間を含め10年以内とする。

(2) 貸付は、日本国において建造される次の船舶の購入に充てるものとする。

河川用貨物船 5隻

家畜運搬船 1隻

無動力冷蔵運搬船 1隻

もっとも、パラグアイ共和国政府は、前記の船舶の種類及び数の変更に関して日本国政府と協議することができる。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向って敬意を表します。

1959年 月 日 アスンシオン市で

(パラグアイ側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認す光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、パラグアイ共和国政府が前記の書簡に述べられた提案を受諾することを閣下に通報いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向って敬意を表します。

1959年 月 日にアスンシオン市で

